

児島レンタサイクル利用規約

倉敷市児島産業振興センター

第1条 利用手続

利用申込書に必要事項を記入の上、免許所等ご自身を証明できるもの提示してください。

第2条 利用内容

貸出・返却とも営業時間内に行ってください。

第3条 利用料金

「別途」定めたとおりとします。

第4条 自転車の返却

貸出を受けた場所へ必ず返却してください。

第5条 自転車の故障

貸出期間中にご利用の自転車が故障した場合は、利用者自身で貸出場所迄持ち込んでください。利用者自身で自転車を修理されましても当所ではその代金を負担しかねますのでご了承ください。自転車の故障によって発生した損害につきましては、当所では一切責任を負いません。利用者起因する自転車の故障につきましては、利用者の負担で修理していただきます。

第6条 自転車の盗難・紛失

貸出期間中にご利用の自転車を盗難されたり紛失した場合は、速やかに児島産業振興センターに連絡してください。貸出期間中にご利用の自転車を盗難されたり紛失した場合は、違約金をいただきます。（電動 30,000円、普通 10,000円）

第7条 事故

貸出期間中にご利用の自転車で事故にあった場合は、法令で定められた処置をとるとともに、自らの責任において事故の解決にあたるものとします。当所では事故の責任を負いません。又、速やかに児島産業振興センターに対し事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告するものとします。利用者自らが第三者と締結した示談等には、当所は一切責任を負いません。

第8条 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、違約金5,000円をいただきます。

第9条 利用申込書の記載事項

利用申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、利用できません。

第10条 禁止行為

利用者は次の行為をしてはいけません。

1. 飲酒、無謀乗車、その他交通法規に違反する行為
2. 危険箇所、不適切な場所での利用
3. 自転車放置禁止区域内および歩行者や自動車の通行障害となるような道路での駐車
4. 自転車の改造
5. 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為

第11条 その他

当所から連絡する必要がある場合に使用する以外は、あらかじめお客様の同意がある場合や個人情報保護法等に定める場合を除き、個人情報の利用や個人データの第三者への提供は行いません。

お問い合わせ 倉敷市児島駅前1-37 児島産業振興センター (086) 441-5123

25.12.1改正